

概要(申請方法等)

1 農林水産省における登録申請受付対象

(1) 対象となる漁船

中国向け輸出水産食品*を取り扱う冷凍または冷蔵機能（電力を利用するものに限る。以下同じ）を有する漁船であって、中国への登録を希望する船舶。

(2) 申請主体

認定漁船の所有者であって、本通知の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人

2 申請に当たって必要な資料等

(1) 認定要件

別添 1－1、別添 1－2(加工船についてのみ適用)その他中国当局が定める衛生要件に適合していること。

(2) 必要な資料

①別紙様式 1－1

②別紙様式 1－2 (別表 1、別表 2 及び別紙含む。)

③別紙様式 1－3 (添付資料含む)

④別添 2

3 申請方法

上記 2 (2) の資料を農林水産省輸出・国際局規制対策グループ 中国漁船認定担当宛へ電子メール（メールアドレス kiseitaisaku_shinsei@maff.go.jp）にて提出すること

（メールの添付ファイルは 1 ファイルあたり 4 MB までとし、4 MB を越える場合は分割すること。1 メールあたりの添付ファイルの合計容量は 16MB までとし、16MB を越える場合は分割して送信。）。

4 申請後の手順

(1) 農林水産省における書類審査の結果要件に適合する漁船へ認定番号を付与し、認定通知書を申請者へ通知。

(2) 申請者は、付与された認定番号を利用してシングルウィンドウのアカウントを作成し、農林水産省からアカウント承認を受けた後申請情報を入力。

(3) 農林水産省において中国当局へ登録を要請

(4) 中国当局が登録を承認し登録番号が付与された場合、中国当局の「进口食品境外生产企业注册信息」HP に申請漁船情報が掲載された時点をもって、当該漁船がその登録の範囲内で取り扱う中国向け水産食品に同登録番

号を利用可能。

5 Q&A

以下の HP に Q&A を掲載しておりますのでご確認ください。ご確認ください
いてなお、不明点がありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

問い合わせ先

農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ

TEL 03-3502-8111 (内線 4310)